

冷戦時、国連憲章が予定していたいわゆる集団安全保障は十全に機能せず。

➡ 国連は、停戦状態にある紛争地域における平和維持の手段として、平和維持活動（PKO）を展開。（国連憲章上で規定された活動ではなく、国連の慣行から生まれた活動。）

## 国連PKOの変遷

国連の統括の下、国連加盟国が任意で派遣する要員及び義務的に拠出するPKO分担金を得て活動。確たる定義は無く、弾力的に派遣や任務が定まり、今なお発展し続ける概念。

**伝統的なPKO：** 国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視等を行うことにより事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした軍事的活動。

（例：国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）、国連キプロス平和維持隊（UNFYCIP）、国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP）等）



パトロールの様子  
（UNDOF：ゴラン高原）



停戦監視ポスト  
（UNDOF：ゴラン高原）

**冷戦終結後：** 国際社会が対応を迫られる紛争が、国家間の紛争から国内における紛争又は両者の混合型に変化。



**複合型PKO：** 平和維持及び平和構築に相互補完的に取り組む。軍事・警察・文民の要素を組み合わせ、①停戦監視、②平和構築活動（※）の促進、③人道支援や経済社会開発主体との調整、④文民の保護といった分野で活動。

（例：国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）、国連コートジボワール活動（UNOCI）、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）等）

※平和構築活動：元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、地雷対策、治安部門改革（SSR）その他の法の支配関連活動、人権の保護と促進、選挙支援、統治機能の回復と拡充への支援



道路整備（日本隊）  
（UNMISS：南スーダン）



軍事連絡要員（日本隊）  
（UNMIT：東ティモール）



警察官の訓練  
（MINUSTAH：ハイチ）



元兵士の武装解除  
（UNOCI：コートジボワール）

## 我が国の取組

### 国際情勢

冷戦終結

1990年8月 湾岸戦争

民族的・宗教的対立による内戦・テロ多発  
(例)・ルワンダ内戦  
・ボスニア紛争  
・コンボ紛争  
・東ティモール紛争

2001年、同時多発テロ  
→有志国によるテロとの闘い

PKOの任務の多様化  
(平和構築分野へと拡大)

### 国際平和協力法（PKO法）

1990年10月、国連平和協力法案  
提出(廃案)

1990年11月、自公民三党合意

1992年、国際平和協力法施行  
(多国籍軍への協力は除外。  
伝統的なPKOへの協力が中心)

1998年、国際平和協力法改正  
(部隊派遣自衛官の武器使用を原則として  
上官の命令によるものとする等)

2001年、国際平和協力法改正  
(①PKF本体業務(注)凍結解除、  
②自己保存のための自然的権利に基づく  
武器の使用の防護対象を拡大)

(注)PKF(平和維持隊)本体業務  
PKO法3条3号イからへに規定された停戦の  
監視等(停戦合意の遵守の確保、緩衝地帯に  
おける駐留等)

### PKO法に基づく主な協力実績

13ミッションにのべ10000人以上  
(自衛官、警察官、文民)を派遣。

アンゴラ(UNAVEM II)  
(選挙監視要員)

カンボジア(UNTAC)  
(施設部隊、文民警察要員等)

モザンビーク(ONUMOZ)  
(輸送調整部隊等)

エルサルバドル(ONUSAL)  
(選挙監視要員)

ルワンダ難民救援  
(難民救援隊等)

ゴラン高原(UNDOF)  
(輸送部隊等)

東ティモール(UNAMET, UNTAET, UNMISSET, UNMIT)  
(文民警察要員、避難民救援空輸隊、派遣施設群、司令部要員、  
選挙監視要員、軍事連絡要員)

アフガニスタン難民救援  
(難民救援輸送隊)

イラク難民・被災民救援  
(難民・被災民救援空輸隊)

ネパール(UNMIN)  
(軍事監視要員)

スーダン(UNMIS)  
(司令部要員)

ハイチ(MINUSTAH)  
(施設部隊等)

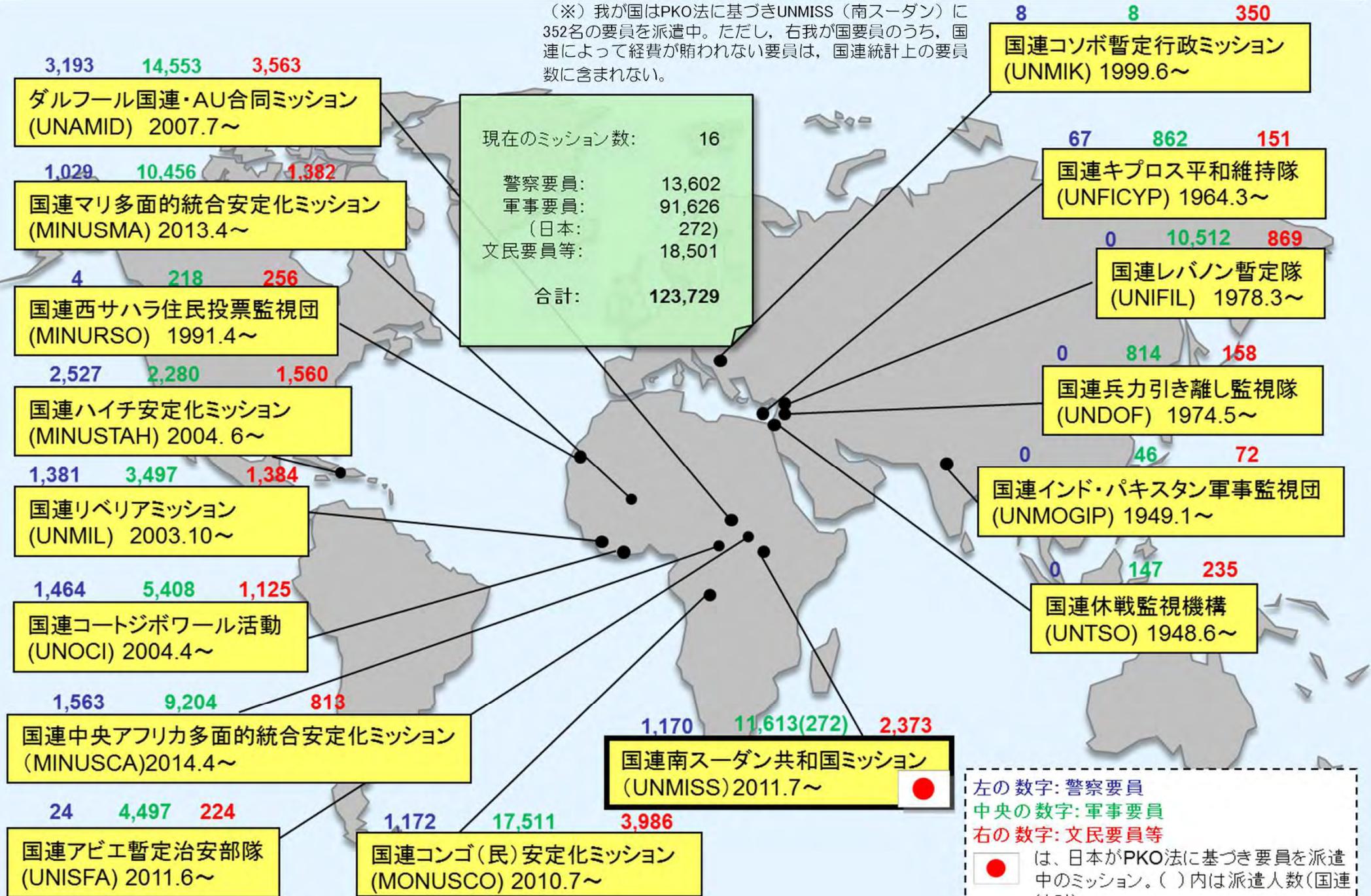
南スーダン(UNMISS)  
(施設部隊等)

※枠内オレンジ色は現在派遣中。

- ✓我が国の国連PKOへの人的貢献は、国際社会からおしなべて高い評価。
- ✓中・長期的な外交努力や経済協力といった取組を伴う場合、より一層高い評価。  
(※)ハイチや南スーダンでは二国間ODAや国際機関への拠出金を通じた支援事業と連携して自衛隊施設部隊が活動。
- ✓約81%の国民が国連PKOへの参加を支持(内閣府：平成26年度外交に関する世論調査)。

# (参考) 国連PKOの展開状況

(※) 我が国はPKO法に基づきUNMISS (南スーダン) に352名の要員を派遣中。ただし、右我が国要員のうち、国連によって経費が賄われない要員は、国連統計上の要員数に含まれない。



左の数字: 警察要員  
 中央の数字: 軍事要員  
 右の数字: 文民要員等

● は、日本がPKO法に基づき要員を派遣中のミッション。( )内は派遣人数(国連統計)。